

別表 1（第 5 条関係）

通所型基準緩和サービス事業者が置くべき人員数

1. 管理者

常勤で専従 1 人を配置。ただし管理上支障がない場合は当該事業所のほかの職務、または同一敷地内の他事業所での業務の兼務可

2. 介護職員

利用者の数が 15 人までは専従 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては利用者の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上を専従で配置

3. 看護職員

利用者 10 人を超える場合は救急対応可能な体制の構築（同一建物内に看護職員が勤務または訪問看護ステーション等との連絡体制の構築）